

日本皮膚科学会岡山地方会会則

第1章 総 則

第1条 本会は日本皮膚科学会岡山地方会と称する。(昭和44年2月23日設立)
第2条 本会は事務所を岡山大学医学部皮膚科学教室におく。
第3条 本会は日本皮膚科学会の岡山地方会として皮膚科学および隣接学の進歩、普及に寄与すると共に会員相互の親睦を計ることを目的とする。
第4条 本会は前条の目的を達成するために、地方会を原則として年3回開催し、その最初の地方会を総会とする。
第5条 本会則の改正は、地方会において出席会員の過半数の賛同をえて行う。

第2章 会 員

第6条 会員は名誉会員、個人会員、外国人会員の3種とする。
1. 名誉会員は本会に貢献したもので、役員の推薦により総会の承認を得たものとし、会費を負担しない。
2. 個人会員は医師で、所定の会費を負担するもの。
3. 外国人会員は、皮膚科学を手練するため留学生として1年以上日本に在住する者であり、会費を負担しない。
第7条 会員となるには2名以上の会員の推薦が必要であり、住所、氏名、生年月日、年令、出身学校、卒業年度、役職を記し、会費を添えて事務所に申込む。
第8条 会費を2年以上滞納し、催告に応じないときは会員の資格を失う。
第9条 下記事項に該当するものは除名処分をすることがある。
本会会員として本会の名誉を著しく傷つける行為のあった場合。
第10条 会費は次の如く定める。
年額3,000円
第11条 納入した会費はいかなる理由があっても返還しない。

第3章 役 員

第12条 本会は役員を次の如く定める。
1. 会長 1名 幹事 若干名 監事(会計) 2名
2. 会長は会員中から選任させる。任期は2年とし、再任を妨げない。
3. 幹事及び監事は会長がこれを委嘱し、これを地方会にて報告する。任期は2年とするが、再任は妨げない。
4. 会長は本会を代表して会務を統括処理する。
会長事故あるときは、会長より委嘱された幹事がこれに当る。
5. 幹事会(監事を含む)は必要に応じ、会長が召集する。審議された事項は、その都度地方会にて会員に報告し、同意を求める。
6. 本会事務は会長より委嘱された専任者が処理する。
第13条 会長は翌年度の総会において次の報告を行う。
1. 事業計画ならびに事業報告、収支予算ならびに決算。
2. 財産目録(会費、寄付金、その他)。
3. 幹事会にて必要と認めた事項。
4. その他
第14条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、その年の12月末日に終る。
第15条 財産は郵便貯金、又は銀行預金として事務所内に保管する。
附 本会則は昭和44年1月1日より発効し、6月29日より実施する。
附 年額500円(昭和44年～昭和48年)、年額1,000円(昭和49年～昭和55年)
附 年額2,000円(昭和56年～平成3年)、年額3,000円(平成4年～令和4年)
附 年額15,000円(令和5年～)(ハイブリッド開催のための増額、2年毎に状況に応じて年額の改訂を行う)(令和4年5月14日決定)
附 年額10,000円(令和7～8年)(ハイブリッドは年2回、2年毎に状況に応じて年額を改訂)(令和6年1月20日決定)
附 幹事長→会長と改める(昭和55年1月12日決定)
附 第2章第6条1.削除、第8条2→第9条、第9条→第10条、第10条→第11条、第8条 会員資格

喪失規定の設置（昭和 60 年 1 月 18 日決定）

附 第 2 章第 6 条「…個人会員の 2 種とする。」→「…個人会員、外国人会員の 3 種とする。」（平成 7 年 5 月 13 日決定）

附 第 2 章第 6 条 3、外国人会員資格規定の設置（平成 7 年 5 月 13 日決定）

令和 4.5.14 決定

岡山地方会（web 視聴）が可能な条件 ①～③のいずれか

①岡山地方会会員である

②今後岡山地方会に入会予定である（初期研修医など）

③参加していただいたほうが有益であると会長が判断した者

②③の場合は、開催 1 週間前までに地方会事務局に申し出が必要

現地参加は誰でも参加可能